

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月14日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 住 友 建 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 6日から 令和 7年11月12日まで
開札期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月10日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年11月20日から 令和 7年11月21日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16, 040, 000 12, 832, 000	一括	3, 208, 000	131, 843	0
1	2, 120, 000				
2	13, 920, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 |
| | 地 番 | 90番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 159.32平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 90番地2 |
| | 家屋 番号 | 90番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 57.96平方メートル |

徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の口のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 7年 9月17日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 住 友 建 二

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 |
| | 地 番 | 90番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 159.32平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 90番地2 |
| | 家屋 番号 | 90番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 57.96平方メートル |

令和7年（ケ）第21号
令和7年5月28日受理
令和7年7月3日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 |
| | 地 番 | 90番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 159.32平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字日向谷 90番地2 |
| | 家屋 番号 | 90番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 57.96平方メートル |

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (債務者兼所有者の債務整理を取り扱う弁護士)	1 私はAの債務整理などを受任している弁護士ですが、Aは現在徳島県外に居住しており、一身上の都合から現況調査現場への立会いや現地での聴取調査に協力することができません。本件現況調査の調査事項に対する回答事項は私がAから確認してきておりますので、Aの代わりに私がお答えいたします。 2 本件の土地・建物は令和4年にAが購入したのですが、物件1土地は、住宅用地として宅地造成させた土地の一面を購入したものであり、もちろん隣接地との間での境界の紛争はないと聴いています。 3 Aとその家族は、物件2建物からは既に退去しており、同建物は現在空家となっています。ただし、内部に若干Aの持ち物を置いたままにしているようです。 4 本件建物は令和4年新築の物件ですから、雨漏りその他の建物の損傷として特に目立つものはないと聴いています。もっとも、キッチンの壁などに家具などを動かした際に生じた小さな傷が付いている部分があるようです。
C (破産者A破産管財人)	1 債務者兼所有者は松山地方裁判所において令和7年6月17日付けで破産手続開始決定を受け、私が破産管財人に選任されました。 2 物件1・2については、現在破産財団に属しており、現時点で財団放棄はしていません。 3 なお、物件1・2自体に関することはAやBから聴取調査を実施してください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件1土地の地上に物件2建物(2階建)が築造され、戸建て住宅を形成している。
物件2建物は、登記上令和4年4月新築の物件である。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1土地は物件2建物の敷地として占有され、また、物件2建物はその所有者が住居(空家)として占有している。なお、物件1・2を通じその占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1土地については不動産登記法第14条第1項地図が存在し、同地図には現地復元力がある。
なお、現況目視上も、物件1土地の範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 物件1土地は、その南西側が舗装市道に接面しており、接面付近における同道路の幅員は約3.5～3.7mであるところ、同市道は建築基準法42条2項道路に該当している。
また、北西側は舗装された道路に接面し、接面付近における幅員は約4mであるが、この道路は市道認定がなされていない(もっとも、建築基準法上のいわゆる「位置指定道路」に該当する)。
- ・ なお、物件1土地は、都市計画法上の市街化区域に位置している。

【土地の状況】

- ・ 物件1土地の南西側には2台程度の自動車を駐車させるスペースが存在するほか、屋根付きの自転車置場(サイクルポート)が設置されている(写真1)。

【建物の状況】

- ・ 物件2建物は登記上令和4年新築の物件であるところ、外見目視上は顕著な損傷部位は発見できなかった。建物内部においても特に目立つ損傷はなく、新築の匂いが残っている状況であった。

【ソーラーパネル等について】

- ・ Bを通じて得たAの説明によれば、ソーラーパネル等の機器は、ソーラーパネル付き住宅ということで購入したものであり、レンタルしているものではないとのことであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年5月28日 (水) 8:30 — 8:40	当庁	鳴門市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和7年5月29日 (木) 9:55 — 10:05	当庁	法務局に対する公簿関係の交付請求書等作成準備
令和7年5月29日 (木) 15:12 — 15:20	法務局	公簿関係の閲覧調査
令和7年6月13日 (金) 10:00 — 11:03	目的物件所在地	立入調査(立会証人立会) 物件調査
令和7年6月20日 (金) 11:25 — 11:38	鳴門市役所	接道、公法上の規制その他の調査
令和7年6月27日 (金) 11:05 — 11:15	当庁	Bから聴取調査
令和7年6月30日 (月) 12:53 — 12:56	携帯電話	Cから聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項)		
なお、令和7年6月13日(金)の立入調査は立会証人を立ち会わせた上実施した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：昭和59年2月29日

1032223

前 90-2 新 録

地 番 90-2 3, 90-2 地 積 測 量 図

土地の所在 昭門市舞臺町小桑島字日向谷

○ 不動産登記コンクリートブロック塀金属板



(B) 90 ~ 3 求積

$$11134 \times (5604 + 5522) \div 2 = 59670442$$

$$(A) 199 - (B) = 159329558$$

地積 (B) 39㎡
(A) 159㎡

昭和59年2月29日
平成

作製者

申請人

縮尺 1/500

徳島県土地家屋調査士会印紙

請求番号：35-2

A3をA4サイズに
縮小(約70%)

登記年月日：令和4年4月19日

令和7年5月29日
徳島地方裁判所

登記官

松浦俊文

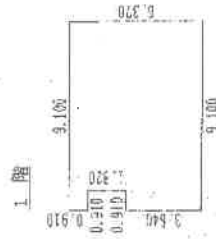
請求番号：35-3

(8 枚目)

各 階 平 面 図 建 物 図 面

家屋番号 90番2

建物の所在 徳門市撫賀町小桑島字山向谷90番地2



求 積 表

0.910 × 0.910 = 0.828100
0.910 × 3.640 = 3.312400
8.190 × 6.370 = 52.170300

計 56.310600

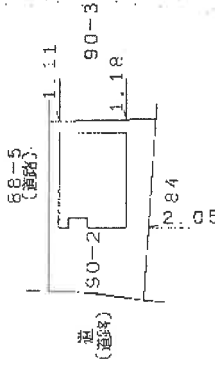
床面積 56.31 m²



求 積 表

9.100 × 6.370 = 57.967000

床面積 57.96 m²



(単位 : m)

報告書No. 2250404

作成者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

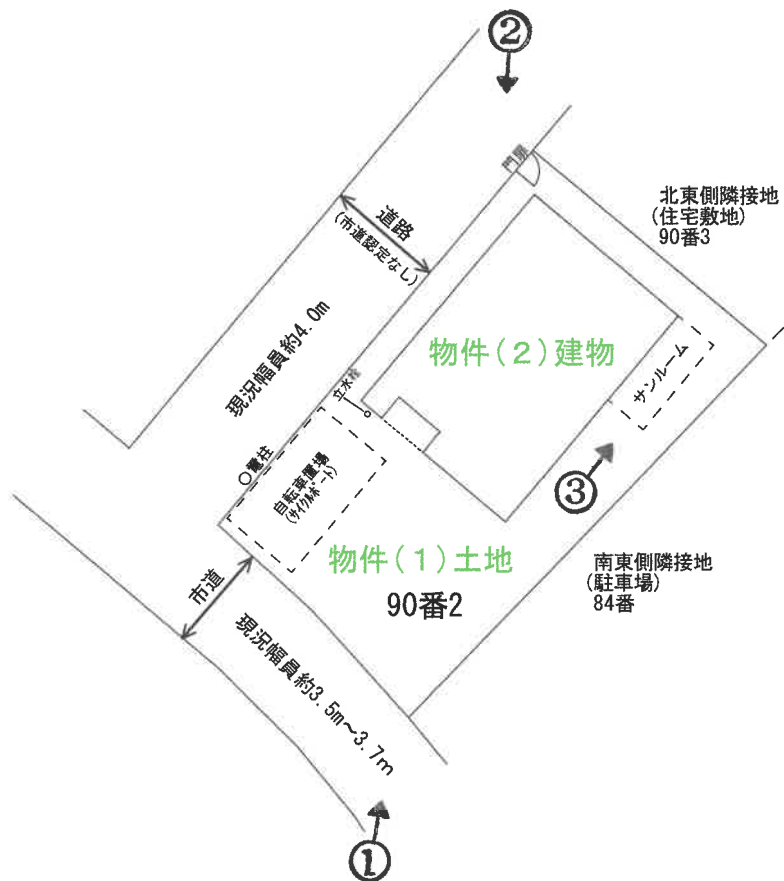


A3をA4サイズに
縮小(約70%)

物件 (2) 建物

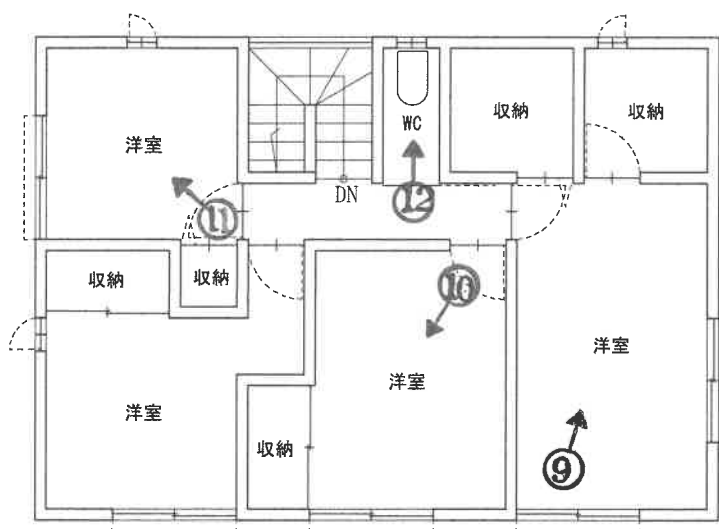
土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250

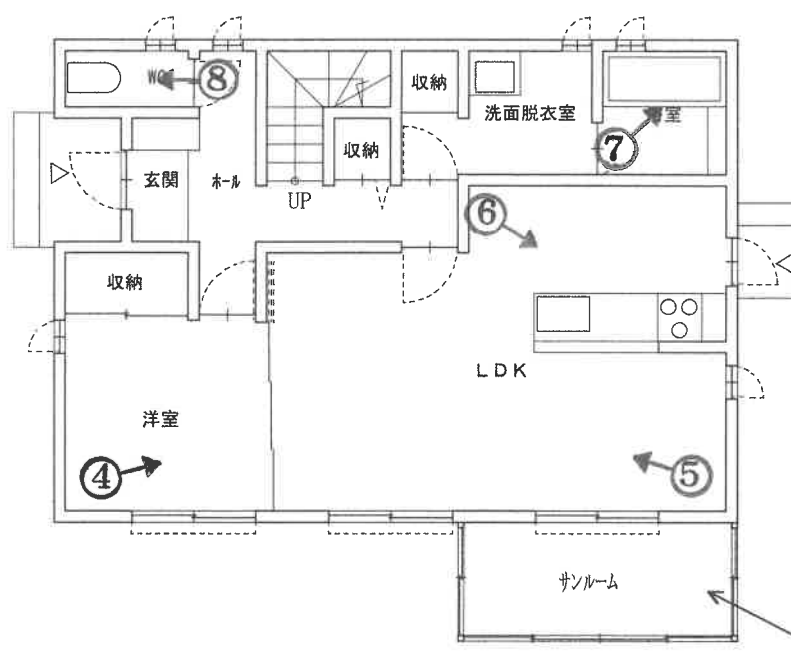


当該図面は土地建物の位置関係図等の概略を示したものであり、実測図ではありません。

間取図 (概略)



2階平面図



1階平面図

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



(15 枚目)

11



12



(16 枚目)

令和7年(ケ) 第 21 号
令和7年 6月13日 現地調査
令和7年 7月 3日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
岡 田 健 二

第1 評価額

一 括 価 格	
金 16,040,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,120,000 円
物件2（建物）	金 13,920,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 目 地 積	鳴門市撫養町小桑島字日向谷 90番2 宅地 159.32 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	鳴門市撫養町小桑島字日向谷 90番地2 90番2 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 56.31 m ² 2階 57.96 m ² 延 114.27 m ²	
番号	特 記 事 項		
1、2	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況および利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 鳴門線「鳴門」駅の北方・道路距離約470m 最寄バス停「鳴門駅前」の北方・道路距離約430m。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は国道28号の西側背後に位置し、一般住宅を中心とした住宅地域である。古くからの住宅地域で狭隘道路が多く、一般住宅を中心に密集度が高い。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 立地適正化計画：都市機能誘導区域、 居住誘導区域
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低 その他	159.32㎡ 約9.2m・約16.7m ほぼ長方形 概ね平坦 角地 概ね等高 特になし
接面道路の状況	・南西側現況幅員約3.5m～3.7m舗装市道「桑島日向谷東西」線(建築基準法第42条第2項道路に該当)に接面。要セットバック(道路中心線から2メートル後退した位置が道路境界線とみなされる、具体的には諸官庁への確認を要する)。 ・北西側現況幅員約4m舗装道路(市道認定なし(地番88番5※1)、建築基準法第42条第1項5号道路に該当)に接面。	

土地の利用状況等	・ 物件1土地は物件2建物の敷地に供されている。 ・ 隣地の状況：南東側 駐車場 南西側 市道を介して住宅敷地 北西側 道路を介して住宅敷地 北東側 住宅敷地 ・ 目的外建物：あり <u>なし</u> (別添「土地建物位置関係図」参照)
供給処理施設	上水道 あり (前面道路に口径75mmの本管あり ※2) 都市ガス なし 下水道 あり (前面道路に本管あり)
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	該当しない
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。
ハザードマップ	・ 鳴門市洪水・高潮ハザードマップによると洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に該当する。
特記事項	※1 目的外土地88番5の所有者は鳴門市である。 ※2 現在、量水器から水道のメーターは取り外されている。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日(登記記載)：令和4年4月6日新築 経 過 年 数：約3年 経済的残存耐用年数：約27年
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート葺 外 壁：窯業系サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング等 設 備：オール電化、給排水衛生等 その他：太陽光発電システム、サンルーム等
床面積(現況)	概測により登記面積と概ね同じと認定した。(延114.27㎡)
現 況 用 途 等	現況用途：1・2階とも居宅 間 取 り：別添「間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
有 害 物 質 使 用 の 有 無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特 記 事 項	・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。 ・徳島県東部県土整備局〈徳島庁舎〉建築指導担当によると、物件2建物は建築確認及び検査済を了しているとのことである。 ・太陽光発電システムあり 設置場所：屋根に据え置き型を目視で確認、 所有者：建物所有者と同じ、設置時期：物件2建物と同じ 発電容量：4.0kW、稼働状況：不明 ・太陽光発電システムについては、上記のとおり確認し、建物の再調達原価に含めて評価を行った。ただし、動作についてはこれを保証するものではない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	37,300	1.03	159.32	0.99	6,060,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 鳴門-9

公示価格 38,400 円/㎡ × 時点修正 100 / 100 × 標準化補正 100 / 100.0 × 地域格差 100 / 103 = 標準画地価格 37,300 円/㎡

◇ 時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正: 標準的 1.00

◇ 地域格差: 街路条件1.02、交通接近条件1.00、環境条件1.01、行政的条件1.00 相乗積1.03

イ 個別格差: 角地1.04、セットバック0.99 相乗積1.03

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 0.99 (建物と敷地との適応の状態等を考慮。)

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物自体の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	205,000	114.27	0.72	16,866,000

ウ 現価率:

- ・ 耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用して次のとおり査定。

経過年数3年、経済的残存耐用年数27年、残価率3%

観察減価法(経年減価以外の物件建物固有の減価分)による補正 ▲20%

現価率 = {残価率0.03 + (1 - 0.03) × 経済的残存耐用年数27年 / (経過年数3年 + 経済的残存耐用年数27年)} × (1 - 観察減価0.2) = 0.72

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア × イ = ウ
1	6,060,000	0.50	法定地上権	3,030,000

イ 土地利用権等割合：建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件2建物が有する土地利用権の及ぶ範囲を物件1土地全体と判定した。当該土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	6,060,000	－ 3,030,000		1.0	0.70	2,120,000
2	16,866,000	＋ 3,030,000	1.0	1.0	0.70	13,920,000
一括価格 (合計)						16,040,000

ウ 占有減価修正 特にない(買受人の引き受けとなる建物の占有はないため)。

エ 市場性修正： 特にない。

オ 競売市場修正： 第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を反映させるため、競売市場修正率として0.7を乗じた。

第6 参考価格資料

地価公示価格(鳴門-9)

所	在：	鳴門市撫養町斎田字大池1番4
価	格：	38,400 円/㎡
位	置：	撫養小学校の北方約380m(直線距離)に位置する。
価	点：	令和7年1月1日
地	積：	165 ㎡
供給処理施設	設：	水道 下水
接面街路	路：	西3.8m 市道
用途指定等	等：	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60%、容積率 200%
地域の概要	要：	中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図(出典：鳴門市 平成24年3月編集 縮尺1万分の1「白図」)
- 2 法第14条地図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面及び各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上



位置図

S=1:10,000



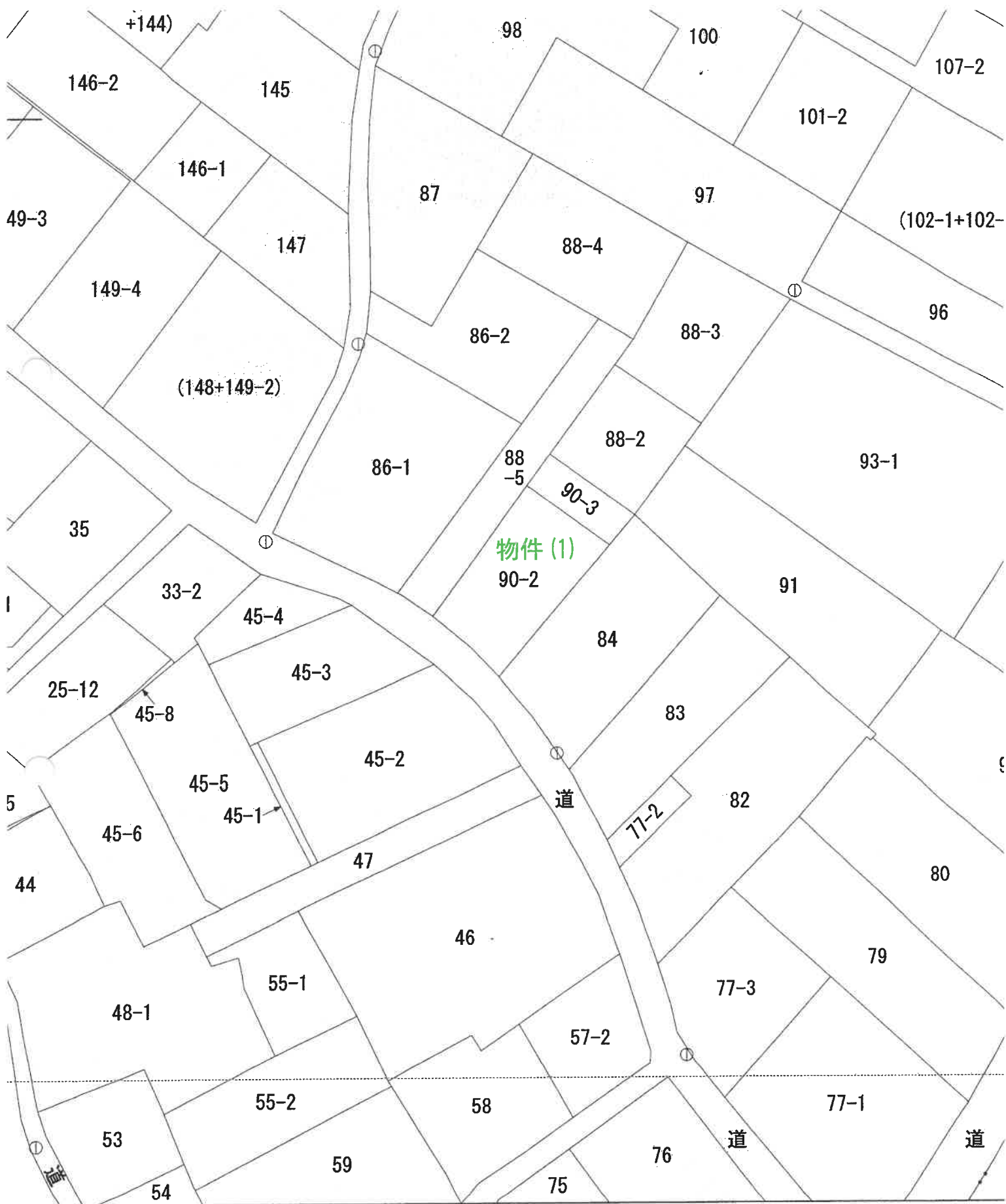
(出典:鳴門市 平成24年3月編集 縮尺1万分の1「白図」)



法第14条地図写し

縮尺 1 : 500

所在：鳴門市撫養町小桑島字日向谷



(座標値種別：図上測定)

物件（１）土地

登記年月日：昭和59年2月29日

公用

1032223

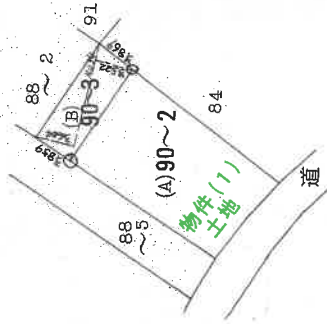
前 90-2 様 新

地 積 測 量 図

地 番 90～3, 90-2

土地の所在 鳴門市撫養町小桑島字日向谷

○ 不動産鑑定コンクリートブロックへ金属板



(B) 90～3 求積

$$1.1134 \times (3.604 + 3.522) \div 2 = 39.670442$$

$$(A) 199 - (B) = 159.329558$$

地 積 (B) 39㎡
(A) 159㎡

昭和59年2月29日
平成

作製者

申請人

縮尺 1/500

徳島県土地家屋調査士会用紙

請求番号：35-2

A3をA4サイズに
縮小（約70%）

登記官

松浦俊文

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月29日 徳島地方方法務局

登記年月日：令和4年4月19日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月29日 徳島地方方法務局

登記官

松浦俊文

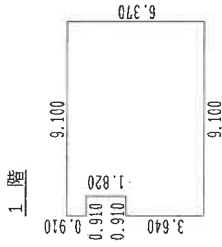
請求番号：35-3

各階平面図

家屋番号 90番2

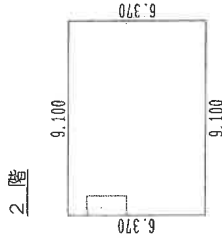
建物図面

建物の所在 鳴門市撫養町小桑島字日向谷90番地2



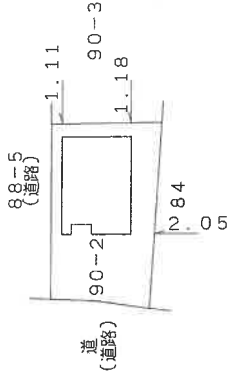
求積表

0.910	×	0.910	=	0.828100
0.910	×	3.640	=	3.312400
8.190	×	6.370	=	52.170300
計				56.310800
床面積				56.31 m ²



求積表

9.100	×	6.370	=	57.967000
床面積				57.96 m ²



(単位：m)

報告書No. 2250404

作成者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

A3をA4サイズに
縮小(約70%)

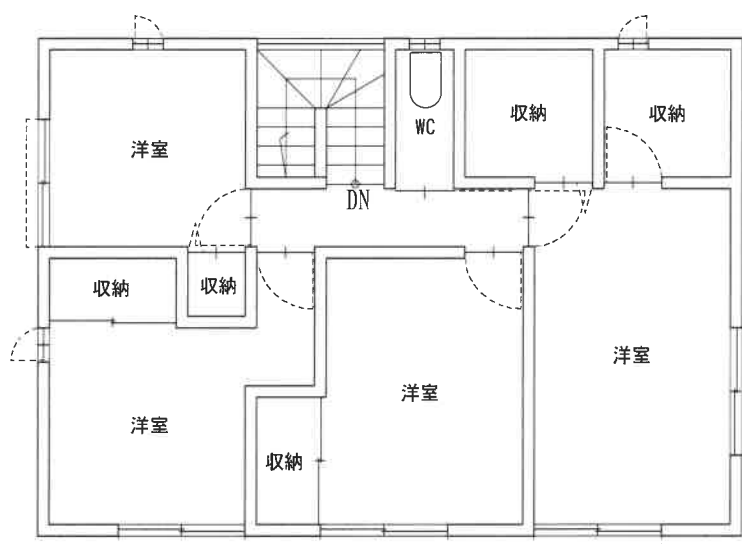
土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250

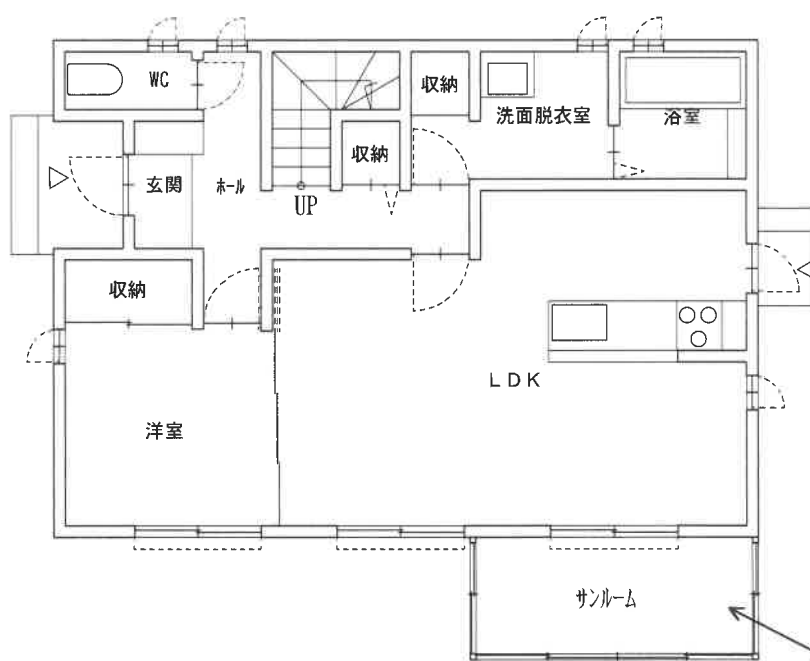


当該図面は土地建物の位置関係図等の概略を示したものであり、実測図ではありません。

間取図 (概略)



2階平面図



1階平面図